

令和7年1月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度1月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 65 号 農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第 66 号 農地法第3条許可申請書審議について	(14件)
議案第 67 号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第 68 号 農地法第5条許可申請書審議について	(5件)
議案第 69 号 非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第 70 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(7件)
議案第 71 号 農用地利用集積計画審議について	(12件)
議案第 72 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(123件)
議案第 73 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議について	(1件)
議案第 74 号 農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一		15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

14 番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 14人 〉

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
28 番 櫛元 和則	29 番 濱崎 浩一	27 番 池田 直人
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	31 番 有馬 孝一
	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

22 番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度1月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、(今村龍太郎委員) から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。

なお、(下池健悟委員) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、3番「楠眞憲」委員と5番「山口義廣」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第65号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。

本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。

番号1の種別は用途区分の変更です。

申請人は、畜産業を営んでおり、既存のロール置場が不足してきたことから、今回の申請地に、農業用施設として、ロール置場を整備しようとするものです。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第65号の番号1について報告いたします。

令和7年1月15日、私と副の池田委員は、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第65号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第66号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 6頁の番号9です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は94,701㎡、作物は野菜です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第66号の番号9について報告いたします。

令和7年1月23日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第66号の上原委員が関係する「農地法第3条許可申請書審議」の番号9の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の上原委員が関係する「農地法第3条許可申請書審議」の番号9の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号の上原委員が関係する「農地法第3条許可申請書審議」の番号9の案件について、許可することに決定しました。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着席]

会長 次に、議案第66号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 5頁から7頁までの13件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,550㎡、作物は麦です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,394㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は7,454㎡、作物は果樹です。

番号4の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は3,244㎡、作物は果樹です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,593㎡、作物は水稻及び野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,274㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,506㎡、作物は水稻及び野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は486㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は124,248㎡、作物は水稻です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は123,194㎡、作物は水稻です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は125,521㎡、作物は水稻です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,002㎡、作物は水稻です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,416㎡、作物は水稻です。

以上、13件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長
4 番

現地調査員の報告をお願ひします。

議案第66号の番号1について報告いたします。

令和7年1月22日、私と正の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3 番

議案第66号の番号2について報告いたします。

令和7年1月26日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9 番

議案第66号の番号3について報告いたします。

令和7年1月26日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9 番

議案第66号の番号4について報告いたします。

令和7年1月26日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10 番

議案第66号の番号5について報告いたします。

令和7年1月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 10番 議案第66号の番号6について報告いたします。
令和7年1月22日、私と副の樋元委員は、代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第66号の番号7について報告いたします。
令和7年1月22日、私と副の田中宏和委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 13番 議案第66号の番号8について報告いたします。
令和7年1月23日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第66号の番号10について報告いたします。
令和7年1月24日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第66号の番号11について報告いたします。
令和7年1月24日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 17番 議案第66号の番号12について報告いたします。
令和7年1月24日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第66号の番号13について報告いたします。
令和7年1月27日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第66号の番号14について報告いたします。
令和7年1月27日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。 議案第66号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第66号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第66号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第4、議案第67号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の20頁をご覧ください。
番号1の転用目的は、通路及び駐車場です。
なお、既に、転用済みであるため、始末書を添付しての申請です。
番号2はの転用目的は、ロール置場です。
なお、農用地利用計画指定用途変更の完了を条件とし、また、既に、転用済みであるため、始末書を添付しての申請です。

以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
5番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第67号の番号1について報告いたします。

令和7年1月23日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第67号の番号2について報告いたします。

令和7年1月22日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地 区域内 農地ではありますが、議案第65号の農業振興地域整備計画変更申出に伴い、農用地区域の農業用施設用地に指定される見込みです。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第67号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第67号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第67号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第68号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

鶴田浩志推進委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番

〔退席〕

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の24項の番号1です。この案件につきましては、譲受人が鶴田浩志推進委員であるため、議事への参与を制限いたします。

転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに一部転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

6 番 議案第68号の番号1について報告いたします。

令和7年1月23日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.04haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第68号の鶴田推進委員が関係する「農地法第5条許可申請書審議」の番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の鶴田推進委員が関係する「農地法第5条許可申請書審議」の番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の鶴田推進委員が関係する「農地法第5条許可申請書審議」の番号1の案件について、許可することに決定しました。

鶴田委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]

会長 次に、議案第68号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁をご覧ください。4件です。

番号2の転用目的は、ロール置場、権利種別は所有権移転です。

なお、農用地利用計画指定用途変更の完了を条件とし、また、すでに一部転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号3の転用目的は、看護小規模多機能ホーム、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、倉庫及び駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

期間は、30年です。なお、すでに一部転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7 番 議案第68号の番号2について、報告いたします。

令和7年1月22日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地及び一部重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地 区域内 農地であります。議案第65号の農業振興地域整備計画変更申出に伴い、農用地区域の農業用施設用地に指定される見込みです。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第68号の番号3について報告いたします。

令和7年1月23日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から300m以内に位置する農地であるので、第3種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第68号の番号4について報告いたします。

令和7年1月22日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、住宅、事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地であり、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第68号の番号5について報告いたします。

令和7年1月22日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第68号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第68号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することと賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第68号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第69号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31頁をご覧ください。2件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
番号2は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第69号の番号1について報告いたします。
令和7年1月22日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第69号の番号2について報告いたします。
令和7年1月22日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第69号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第70号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。議案第70号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

- 番号1 伊集院町郡 登記地目は田、登記面積は 1,232㎡です。
- 番号2 伊集院町郡 登記地目は田、登記面積は 564㎡です。
- 番号3 伊集院町郡 登記地目は田、登記面積は 440㎡です。
- 番号4 伊集院町郡 登記地目は田、登記面積は 390㎡です。
- 番号5 伊集院町郡 登記地目は田、登記面積は 1,661㎡です。
- 番号6 東市来町養母 登記地目は畑、登記面積は 647㎡です。
- 番号7 東市来町養母 登記地目は畑、登記面積は 1,314㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1から番号5までの5筆が「原野」、番号6と番号7の2筆が「山林」と判断しました。

以上、田5筆、面積 4,287㎡、畑2筆、面積 1,961㎡、合計面積 6,248㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第70号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第70号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第71号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の所有権移転分の番号2です。贈与です。

面積について、畑が1,830㎡、計1,830㎡、作物は野菜です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の重水賢治委員が関係する所有権移転の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の重水賢治委員が関係する所有権移転の番号2の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着 席]

会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の利用権設定分の番号5です。貸借です。

面積について、田が5,764㎡、計5,764㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の山口義廣委員が関係する利用権設定の番号5の案件について、

計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第71号の山口義廣委員が関係する利用権設定の番号5の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

5番 〔着 席〕

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42項の利用権設定分の番号6です。貸借です。

この案件につきましても、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が3,032㎡、計3,032㎡、うち再設定面積は3,032㎡、

利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第71号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号6の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 〔着 席〕

会長 議案第71号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の40頁です。

番号1は売買です。

面積は、畑が3,193㎡、計3,193㎡、作物はお茶です。

次に利用権設定分です。資料の41頁から42頁です。貸借です。

面積について、田が6,459㎡、畑が2,472㎡、計8,931㎡、うち再設定面積は1,616㎡、

利用権設定件数は8件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第71号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第71号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第72号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 49項の番号115及び番号116です。貸借です。
 この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
 面積について、畑が1,044㎡、計1,044㎡、利用権設定件数は2筆です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号115及び番号116の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号115及び番号116の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
 横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、鶴田浩志委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50頁の番号123です。貸借です。
 面積について、畑が1,808㎡、計1,808㎡、利用権設定件数は1筆です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の鶴田浩志委員が関係する農地中間管理事業の番号123の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の鶴田浩志委員が関係する農地中間管理事業の番号123の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
 鶴田委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着 席]

会長 次に、議案第72号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の44項から50頁です。貸借です。
 面積について、田が12,436㎡、畑が82,000㎡、計94,436㎡、利用権設定数は120筆です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第72号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第10、議案第73号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議」を議題とします。

会長 議案第73号の提案理由の説明を担当課をお願いします。

産業建設課 資料は51頁からになります。昨年12月26日の農業委員会総会後、農業委員及び推進委員の皆さんに説明させていただき、ご意見をいただいたものについては、修正等させていただきました。本日は、資料53頁に、地域計画策定予定区域の地域ごとの地域名、対象区域、農用地等面積、筆数をお示ししております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第73号の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第73号の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第11、議案第74号「農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の55頁をご覧ください。議案第74号「農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」についてであります。

 こちらにつきましては、12月総会時に皆様にご説明をし、その後地域ごとに検討いただいた結果を、1月21日の地域代表による検討会で協議し取りまとめた内容となっております。

 まず標準賃金についてですが、一番上の段の一般農作業最低賃金が、県の最低賃金の改定に伴い450円増額の7,630円となっております。

 また、上から9番目、乾燥料金の「生もみ、麦」が2円増額の27円となっております。他の賃金については、昨年度と同額となっております。

 続いて56頁の賃借料情報ですが、「1 田畑の賃借料情報」についてですが、各地域の平均額は、昨年度と同額となっております。

 また「2 茶畑の賃借料情報」についても、昨年と同額の7,000円となっております。

 また、検討会の中で、使用貸借のデータを掲載して頂きたいとの事でありましたので、3番目に使用貸借のデータ数を掲載してございます。

 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第74号の案件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第74号の案件は、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
令和6年度1月総会を閉会します。

(閉会10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和俊
3 番 楠 真憲
5 番 山口 義廣

夏 日 遊
園
感 遇